

第1条（契約の趣旨）

甲は乙に対し、令和元年 月 日、甲の死亡後における事務を委任し、乙はこれを受任する。

第2条（委任事務の範囲）

1 甲は乙に対し、甲の死亡後における次の事務（以下「本件死後事務」という。）を委任する。

- ①関係各所への連絡事務
- ②通夜、告別式、火葬、納骨、埋葬、永代供養に関する事務
- ③医療費、施設利用費、公租公課等債務の清算及び施設等入所一時金の受領に関する事務その他一切の債権債務の清算事務
- ④家財道具及び生活用品の処分に関する事務
- ⑤行政官庁への各種届出及び取下事務
- ⑥火葬許可書その他の各種書類の受領事務
- ⑦以上の各事務に関する費用の支払事務

2 甲は乙に対し、前項の事務処理をするに当たり、乙が復代理人を選任することを承諾する。

第3条（費用の負担）

乙が本件死後事務を処理するために必要な費用は 甲の負担とし、乙は、乙（遺言執行者）の管理する甲の相続財産の中からその支払を受けることができる。

第4条（報酬）

甲は乙に対し、本件死後事務の報酬として、金 万円（消費税別）を支払うものとし、乙は、本件死後事務着手に際して、甲の相続財産の中から支払を受けることができる。

第5条（契約の変更）

甲又は乙は、甲の生存中、いつでも本契約の変更を求めることができる。

第6条（契約の解除等）

- 1 甲及び乙は、いつでも本契約を解除することができる。
- 2 甲の相続人は、本契約を解除することができない。

第7条（委任者の死亡による契約の効力）

甲が死亡した場合においても、本契約は終了せず、甲の相続人は、委任者である甲の本契約上の権利義務を承継するものとする。

第8条（契約の終了）

本契約は次の場合に終了する。

- ①乙が、死亡又は破産手続開始決定を受けたとき。
- ②乙が後見、保佐又は補助開始の審判を受けたとき。

第9条（報告義務）

乙は、甲の相続人に対し、本件死後事務終了後1か月以内に、本件死後事務に関する次の事項について書面で報告する。

- ①本件死後事務につき行った措置
- ②収支の状況
- ③報酬の収受

以上